

浜松市CSR活動表彰「Star Prize制度」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市CSR活動表彰（以下「CSR活動表彰」という。）実施要綱第8条に定める「Star Prize制度」について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Star Prize制度とは、浜松市CSR活動表彰制度において、特に優秀な取組みを一定の回数以上行った事業者をマイスター事業者として認定する制度をいう。
- (2) 星とは、マイスター事業者に認定された事業者の格付けを示すものをいう。

(認定基準)

第3条 市長は、浜松市CSR活動表彰実施要綱第7条第1項に定める受賞者のうち、過去に優秀賞を通算2回受賞した事業者であって、当該取組みが、当該年度に優秀賞を受賞した事業者と同水準以上の取組みであると評価された場合、当該受賞者をマイスター事業者として認定する。

2 市長は、マイスター事業者に対し、以下の条件に基づき星を付与する。

- (1) マイスター事業者として初めて認定された者に、星を1つ付与する。
- (2) 前項による星の付与を受けたマイスター事業者がCSR活動表彰に応募した際は、当該取組みが、当該年度に優秀賞を受賞した事業者と同水準以上の取組みであると評価された場合に、星を1つ付与する。
- (3) 年度ごとに認定し、星を付与する。

(選考方法)

第4条 市長は、浜松市市民協働推進委員会が実施する選考を経て、マイスター事業者を決定する。

2 マイスター事業者の選考は、浜松市CSR活動表彰実施要綱第6条に定める選考基準に基づき行う。

(認定証)

第5条 市長は、マイスター事業者として認定された者に対して、星の数に応じた認定証を授与する。

附則

この要領は、令和３年８月１日から施行する。

附則

この要領は、令和５年８月１日から施行する。

附則

この要領は、令和７年９月１日から施行する。